

重要文化財旧山邑家住宅 土地の追加指定について

1 指定の概要

- (1) 名 称 旧山邑家住宅 土地
- (2) 所 有 者 株式会社淀川製鋼所
- (3) 所 在 地 兵庫県芦屋市山手町 1 7 3 番地他（住居表示：芦屋市山手町 3 - 1 0）
- (4) 竣 工 年 大正 1 3 年（1 9 2 4 年）
- (5) 設 計 者 フランク・ロイド・ライト
- (6) 内 容 5, 2 2 8. 1 8 m²（土地内の倉庫、階段、擁壁、石垣を含む）

2 特徴・評価

(1) 指定基準

意匠的に優秀なもの、歴史的価値の高いもの

(2) 評 価

国指定重要文化財旧山邑家住宅（ヨドコウ迎賓館）は、灘五郷の酒造家、八代目山邑太左衛門が建てた別邸で、大正 1 3 年（1 9 2 4）年に竣工した。設計者は、近代建築の巨匠として世界的に著名なアメリカ人建築家フランク・ロイド・ライトである。昭和 4 9 年（1 9 7 4 年）には、鉄筋コンクリート造の主屋が、ライトの建築の特質を表現し、日本の近代建築史上重要な意義を持つとして、国指定重要文化財に指定されている。

なお、所有者である株式会社淀川製鋼所は、昭和 2 2 年（1 9 4 7 年）に旧山邑家住宅の土地及び建物を取得し、平成元年（1 9 8 9 年）よりヨドコウ迎賓館として一般公開している。

今回、追加指定される旧山邑家住宅の土地（敷地）は、六甲山地から南へのびる、芦屋川左岸の細長い丘陵上に位置する。敷地は、西南を崖とする丘陵の急な斜面地形を擁壁や石垣で大きく三段に造成し、主屋は最上段に建つ。急峻な丘陵頂部への建物の配置は、建築と自然の融和を目指したライト自身の構想により、特徴的な形状の敷地は建物と一体となって価値を形成していると評価する。

今後、主屋に加えて、敷地内の擁壁や石垣、階段なども含め保存を図る。

3 参考資料

https://www.city.ashiya.lg.jp/gakushuu/documents/yodoko_hakkutsu_shiryuu.pdf

上	欄	中	欄	下
名称 菅野家住宅 主 土蔵 蔵 屋	関係告示 平成六年文部省告示第百五十一号	名称及び員数 ・離れ座敷及び台所 一棟 ・二番蔵及び三番蔵 一棟 ・四番蔵 一棟 ・附・塀 一棟 ・土地	名称 菅野家住宅 主 土蔵 蔵 屋	員数 四棟
旧山邑家住宅 (淀川製鋼迎賓館(兵庫県芦屋市山手町)九号)	昭和四十九年文部省告示第七十九号	土地	旧山邑家住宅	一棟
佐渡市小本町伝統的建造物群保存地区	新潟県佐渡市	佐渡市小本町の一部	約一三・三ヘクタール	
須坂市須坂伝統的建造物群保存地区	長野県須坂市	須坂市大字須坂字八木沢、字芝宮、字春木町、字中町、字新町、字常盤町、字山崎、字上町、字横町、字宗石及び字青木の各一部	約一八・三ヘクタール	

○文部科学省告示第百九号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十四条第一項の規定により、次の表に掲げる伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。
令和六年八月十五日
文部科学大臣 盛山 正仁

欄	欄	欄	欄
名称 菅野家住宅古稀庵	清隆寺本堂	旧高野家住宅新座敷	旧高野家住宅板倉
木造平屋建、鉄板葺、建築面積二五八平方メートル	木造平屋建、瓦葺、建築面積一〇〇平方メートル	木造平屋建、瓦葺、建築面積九〇平方メートル	木造平屋建、鉄板葺、建築面積二二平方メートル
北海道札幌市松本町二丁目一―一他	岩手県奥州市水沢字大畑小路七	岩手県奥州市水沢字大畑小路七	岩手県奥州市水沢字大畑小路七―二
橋垣、形式及び大きさ	橋垣、形式及び大きさ	橋垣、形式及び大きさ	橋垣、形式及び大きさ
所有者 菅野滋子	菅野克志	菅野克志	菅野克志
所有者住所 富山県高岡市木舟町三番地	富山県高岡市木舟町三番地	富山県高岡市木舟町三番地	富山県高岡市木舟町三番地
所在地 富山県高岡市木舟町三番地	富山県高岡市木舟町三番地	富山県高岡市木舟町三番地	富山県高岡市木舟町三番地
株式会社淀川製鋼所	株式会社淀川製鋼所	株式会社淀川製鋼所	株式会社淀川製鋼所
大阪府大阪市中央区南本町四丁目一番一号	大阪府大阪市中央区南本町四丁目一番一号	大阪府大阪市中央区南本町四丁目一番一号	大阪府大阪市中央区南本町四丁目一番一号
兵庫県芦屋市山手町一七三番地	兵庫県芦屋市山手町一七三番地	兵庫県芦屋市山手町一七三番地	兵庫県芦屋市山手町一七三番地
鉄筋コンクリート造、建築面積三五九・一平方メートル、四階建、陸屋根	鉄筋コンクリート造、建築面積三五九・一平方メートル、四階建、陸屋根	鉄筋コンクリート造、建築面積三五九・一平方メートル、四階建、陸屋根	鉄筋コンクリート造、建築面積三五九・一平方メートル、四階建、陸屋根
宅地、山林、五、二二八・一八平方メートル	宅地、山林、五、二二八・一八平方メートル	宅地、山林、五、二二八・一八平方メートル	宅地、山林、五、二二八・一八平方メートル
一七〇番一、一七一番一、一七三番一、一七三番四	一七〇番一、一七一番一、一七三番一、一七三番四	一七〇番一、一七一番一、一七三番一、一七三番四	一七〇番一、一七一番一、一七三番一、一七三番四
右地域内の倉庫、階段、擁壁、石垣を含む	右地域内の倉庫、階段、擁壁、石垣を含む	右地域内の倉庫、階段、擁壁、石垣を含む	右地域内の倉庫、階段、擁壁、石垣を含む

○文部科学省告示第百十号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条第一項の規定に基づき、令和六年八月十五日付けをもって次の表に掲げる有形文化財を文化財登録原簿に登録したので、同法第五十八条第一項の規定に基づき告示する。
令和六年八月十五日
文部科学大臣 盛山 正仁



図1 位置図



図2 国指定重要文化財の追加指定範囲

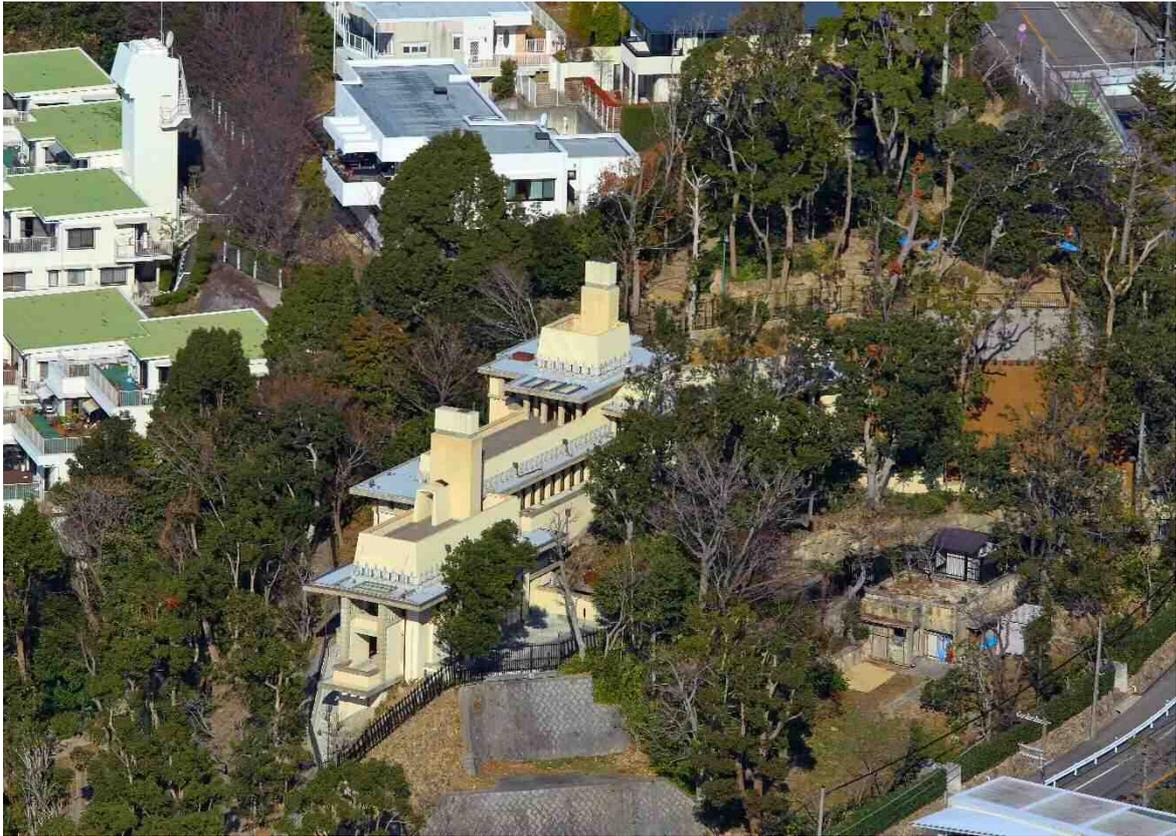


写真1 近景（南東から）



写真2 主屋玄関へのアプローチ（北から）



写真3 倉庫の南に連なる階段と擁壁（南東から）

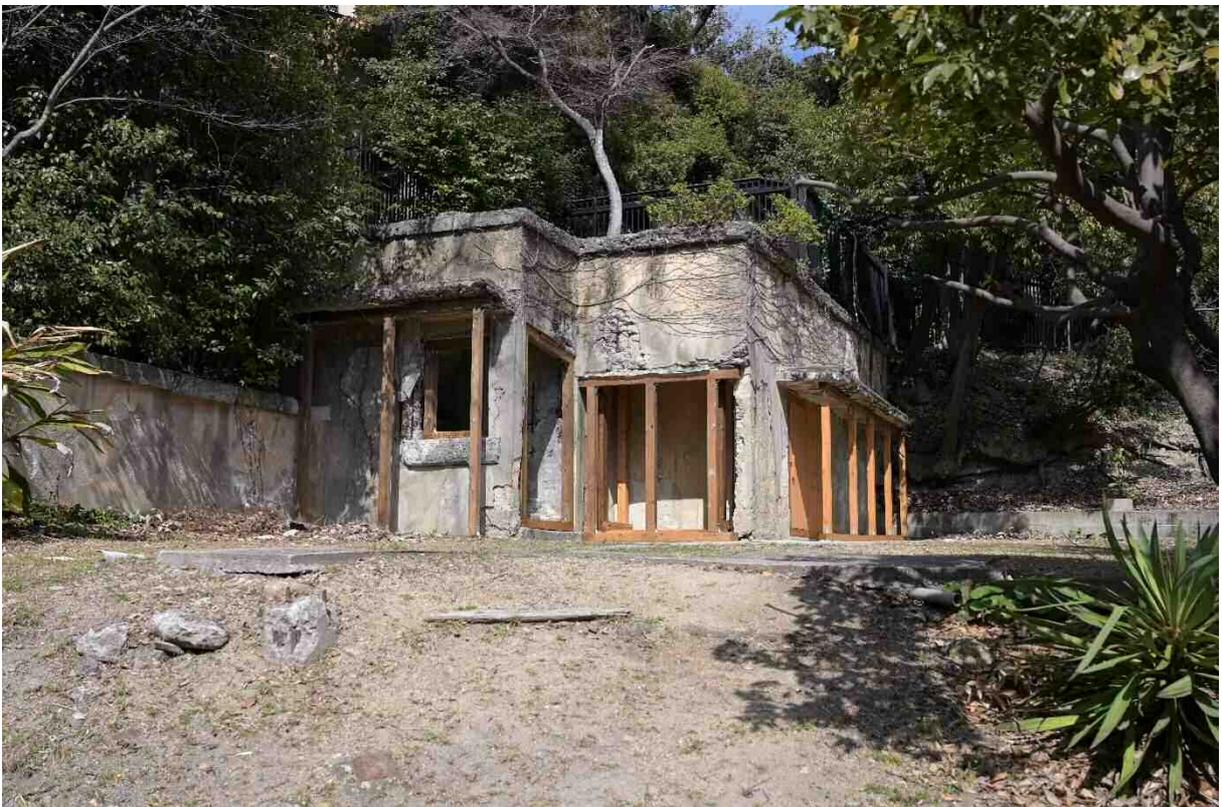


写真4 倉庫と階段（南東から）